

ボールルームダンス指導者資格認定規程

平成29年4月24日 業務執行理事会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「連盟」という。）が実施するボールルームダンス指導者資格の認定に関し必要な事項を定める。

(指導者資格の種類)

第2条 ボールルームダンス指導者資格の種類は、次のとおりとする。

(1) プロフェッショナルダンス教師（以下「プロ教師」という。）資格1級ないし5級

ダンス教室及びその他の施設において、職業としてボールルームダンスの指導を行う者。なお、3級ないし1級については、スタンダード及びラテンに区分する。

(2) アマチュアダンス指導員（以下「アマ指導員」という。）資格1級ないし5級

地域住民等を対象に営利を目的としないで公的施設等においてボールルームダンスの指導を行う者

(認定事業)

第3条 連盟は、プロ教師資格及びアマ指導員資格の認定に必要な講習及び試験等を実施する。

第2章 資格の認定

(資格の認定)

第4条 資格の認定を受けようとする者は、この規程に基づく講習を受け、かつ、試験に合格しなければならない。

2 前項にかかわらず、**第2条各号各級**と同等の技能及び識見を有すると連盟が認めた者については、**資格審議委員会の面接を経て**当該資格を認定することができる。

(受験資格等)

第5条 前条第1項の各指導者資格の講習及び試験の受講及び受験資格（以下「受験資格等」という。）は、別表1のとおりとする。

(講習等の内容)

第6条 講習は、集合講習及び個人指導（以下「講習等」という。）とする。

2 集合講習は、ボールルームダンス（以下「ダンス」という。）の実技及び理論、ダン

スの指導方法等について、集合して行う。

- 3 個人指導は、連盟が認定した指導教室において、別表2に定める指導者によるダンスの実技及び理論、ダンスの指導方法等について実習を行う。
- 4 第2条各号各級の受講すべき講習の単位は、別表2のとおりとする。

(認定試験)

第7条 認定試験は、筆記試験、実技試験及び口述試験とする。

- 2 筆記試験は、ダンスの知識と理論（フィガー及びダンス用語の解説）並びに一般常識（ダンス指導者の基礎知識）とする。
- 3 実技試験は、カップル・ダンス及びソロデモンストレーションとする。
- 4 口述試験は、個別面接によりダンス技術及びダンスの指導方法等について行う。
- 5 第5条別表1に規定する各号各級の認定試験の内容は、別表4のとおりとする。

(合否の決定)

第8条 認定試験の合否の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 筆記試験

第7条第5項別表4に定める筆記試験の各科目（チャート問題、用語、一般常識）において、いずれも70点（100点を基準。以下同じ。）を超えた者を合格とする。

(2) 実技試験

第7条第5項別表4に定める各種について、次の区分により合否を決定する。

- i アマ指導員1～5級及びプロ教師4、5級のカップル・ダンス及びソロデモンストレーションのそれぞれ全種目の平均点がいずれも70点を超えた者を合格とする。ただし、3種目以上が70点に満たないときは、不合格とする。
- ii プロフェッショナルダンス教師2、3級
全種目の平均点が70点を超えた者を合格とする。ただし、2種目以上が70点に満たないときは、不合格とする。

(3) 口述試験

全種目の平均点が70点を超えた者を合格とする。ただし、2種目以上が70点に満たないときは、不合格とする。

(講習等の申込み)

第9条 この規程に基づく指導者資格の認定を受けようとする者は、別紙様式1により、いずれも都道府県の加盟団体を通じて、連盟に申込書を提出しなければならない。

(受講料等)

第10条 資格認定に要する受講料及び受験料は、別表5のとおりとし、前条の講習等申込書提出と同時に連盟に納付しなければならない。

第3章 講習及び試験の実施

(講習及び試験の実施)

第11条 第3条の講習及び試験は、それぞれ毎年1回以上実施するものとする。

(実施機関)

第12条 第3条に定める資格認定事業（以下「資格認定事業」という。）は、資格審議委員会が所管し、次条に定める資格認定等管理委員会が実施する。

(資格認定等管理委員会)

第13条 連盟に、第3条に規定する資格認定事業を適正に実施するため、資格認定等管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、資格試験の実施、試験問題及び講習内容の決定、試験の可否の決定並びに認定制度の検討その他資格審議委員会が必要と認めた事項について審議、決定する。

3 管理委員会の委員は、資格審議委員会委員長が委嘱する5名の資格試験制度等に精通した学識経験者及び資格審議委員会委員により構成し、任期は2年とする。

4 管理委員会の業務は、資格審議委員会規程第10条第1号に定める資格試験本部がこれにあたる。

5 管理委員会の運営に関し必要な事項は、資格審議委員会が別に定める。

第4章 認定指導者の権利義務等

(名簿の登載等)

第14条 指導者資格の認定を受けた者（以下「認定指導者」という。）は、指導者資格合格者名簿（以下「合格者名簿」という。）に登載される。

2 合格者名簿に登載された者は、連盟の登録会員となることができる。

(認定指導者の義務)

第15条 認定指導者が、第2条各号に定めるダンスの指導を行うときは、連盟の登録会員として登録しなければならない。

(会員証の発行)

第16条 連盟は、前条により登録会員として登録された者（以下「登録認定指導者」という。）に対し、会員証を発行する。

2 前項の会員証は、5年毎に更新する。

(更新講習)

第17条 登録認定指導者は、5年毎に連盟が実施する更新講習を受講しなければならない。

2 前項にかかわらず、アマチュア指導員にあつては、連盟が認定するダンス教室において、1年につき20時間以上の指導を受け、その旨申請したときは、前項の講習を受講

したものとみなす。

(登録認定指導者の所属)

第18条 登録認定指導者は、勤務場所又は所在地を管轄する都道府県の加盟団体に所属する。

(登録認定指導者の権利義務)

第19条 登録認定指導者は、連盟の主催する各種行事に参加し、施設を利用することができるほか、ボールルームダンスの指導に関し必要な情報の提供を受ける権利を有する。

2 登録認定指導者は、会員規定(平成26年4月1日理事会規定)の定めるところにより、連盟に会費を支払わなければならない。

(登録名簿からの削除等)

第20条 登録認定指導者が次の各号の1に該当したときは、資格審議委員会の議決により、登録名簿から削除する。

(1) 第17条の更新講習を受講しないとき

(2) 前条第2項の会費を2年以上滞納したとき

2 前項により登録名簿から削除された者は、すみやかに連盟に対し、第16条の会員証を返納しなければならない。

(経過措置)

第21条 この規程の施行の日より前に、「ボールルームダンス指導者資格認定規定(平成12年3月17日常務理事会規定)」又は「プロ・ダンス・インストラクターの資格認定等に関する規程(平成10年10月8日常務理事会規程)」により指導者資格を取得した者は、この規程に基づく指導者資格の認定を受けた者とみなす。

(実施細則)

第22条 この規程の実施に必要な事項は、管理委員会の諮問を受けて資格審議委員会が定め、業務執行理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月25日から施行する。

2. ボールルームダンス指導者資格認定規定(平成12年3月17日常務理事会規定)及びボールルームダンス指導者資格認定規定施行細則(平成12年3月17日常務理事会承認)並びにプロ・ダンス・インストラクターの資格認定等に関する規程(平成10年10月8日常務理事会規程)及びプロ・ダンス・インストラクター講習及び試験運用細則(平成10年10月8日資格審議委員会規定)は、いずれも廃止する。

3. 令和3年3月8日業務執行理事会にて第4条2項を加筆訂正、第6条4項を訂正、別表1、別表2を加筆訂正

別表1（第5条関係）

1 アマ指導者資格各級の講習及び試験の受講及び受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 5級 受講時において満18歳以上の者
- (2) 4級 認定指導者5級を所持する者
- (3) 3級 認定指導者4級を所持する者
- (4) 2級 登録認定指導者3級資格取得後1年以上経過した者
- (5) 1級 登録認定指導者2級資格取得後1年以上経過した者

2 プロ教師資格の各級の受講及び受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 5級 講習受講時において満18歳以上の者
- (2) 4級 登録認定指導者5級を所持する者
- (3) S3級 登録認定指導者資格4級を所持する者
- (3) L3級 登録認定指導者資格4級を所持する者
- (4) S2級 登録認定指導者資格S3級取得後1年以上経過した者
- (4) L2級 登録認定指導者資格L3級取得後1年以上経過した者
- (5) S1級 登録認定指導者資格S2級取得後2年以上経過した者
- (5) L1級 登録認定指導者資格L2級取得後2年以上経過した者

S－スタンダード L－ラテン

別表 2 (第 6 条第 4 項関係)

受験級	集合講習 (単位)	個人指導 (単位)	指導資格
アマ指導員 5 級	6	5	プロ 4 級以上登録会員
4 級	6	1 0	プロ 4 級以上登録会員
3 級	6	1 5	プロ 4 級以上登録会員
2 級	<u>6</u>	2 0	プロ 3 級以上の正会員
1 級	8	2 0	プロ 3 級以上の正会員
プロ教師 5 級	8	6 0	プロ 4 級以上登録会員
4 級	<u>6</u>	5 0	プロ 3 級以上の正会員
3 級 (S・L)	6	4 0	プロ 3 級以上の正会員
2 級 (S・L)	6	4 0	プロ 2 級以上の正会員
1 級 (S・L)	1 0	4 0	プロ 1 級の正会員

※集合講習 1 単位は 4 5 ～ 6 0 分、個人指導 1 単位は 4 5 分とする。

別表 3 (第 7 条第 5 項関係)

受級	筆記試験 (問題数)			実技試験 (種目)		口述試験	
	チャート問題	用語	一般常識	カプル	コ		
ア 指導員	5級	20	20	—	WT RC	WT	—
	4級	20	20	—	WFQT RC	WQT RC	—
	3級	20	20	—	S 4 種目 L 4 種目	S 4 種目 L 5 種目	—
	2級	40	—	—	S 4 種目 L 5 種目	S 4 種目 L 5 種目	—
	1級	40	—	—	S 5 種目 L5種目	S 4 種目 L5種目	—
ブ 教師	5級	20	20	20	S 4 種目 L 5 種目	S 4 種目 L 5 種目	—
	4級	20	20	—	S 4 種目 L 5 種目	S 4 種目 L 5 種目	—
	3級 (S・L)	40	—	—	S・Lとも 各5種目	—	S・Lとも 各5種目
	2級 (S・L)	40	—	—	S・Lとも 各5種目	—	S・Lとも 各5種目
	1級 (S・L)	40	—	—	—	—	S・Lとも 各5種目

S 4 種目 WFQT
 S 5 種目 WFQTV_w
 L 4 種目 RSPC
 L 5 種目 RSPJC

別表5（第10条関係）

受験級		受講料等
アマ指導員	5級	18,000円
	4級	18,000円
	3級	23,000円
	2級	28,000円
	1級	30,000円
プロ教師	5級	40,000円
	4級	50,000円
	3級	55,000円
	2級	60,000円
	1級	75,000円